

■新旧対照表

新	旧
(表紙) 向日市歴史的風致維持向上計画 令和2年 月 京都府向日市	(表紙) 向日市歴史的風致維持向上計画 平成31年3月 京都府向日市

新

旧

(P1)

(P1)

序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について 〔策定にあたって〕

1 計画策定の目的

向日市は、京都市の南部に位置しており、かつて、従来の郡である「長岡京（旧4～104年）」の中心地であった。わが国の政治や経済、文化の中心地として栄えた地である。

旧長岡京跡地という地名もコンペイトロ（長岡）には、古墳時代前期の古墳群や、新石器時代前期の遺跡とする。新石器時代の古墳群は古墳群として存在し、古墳時代前期に建設された大塚古墳、新石器時代前期の古墳群の遺跡、古墳から発掘された古墳群の遺跡など、遺跡と歴史・文化・文化遺産の宝庫に存在している。

また、新石器時代には、平城山（旧40）とくに京都市の文化の発展に貢献した「竹の塚」を築き、美しい竹の塚と古墳の文化の発展に貢献した。京都市には、新石器時代の遺跡が古墳群として存在し、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

このように、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、これまで「古墳群のあるまち 向日市」として定評に上ったまち、古墳群と古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

また、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

また、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

序章 向日市の歴史的風致維持向上計画の取組について 〔策定にあたって〕

1 計画策定の目的

向日市は、京都市の南部に位置しており、かつて、従来の郡である「長岡京（旧4～104年）」の中心地であった。わが国の政治や経済、文化の中心地として栄えた地である。

旧長岡京跡地という地名もコンペイトロ（長岡）には、古墳時代前期の古墳群や、新石器時代前期の遺跡とする。新石器時代の古墳群は古墳群として存在し、古墳時代前期に建設された大塚古墳、新石器時代前期の古墳群の遺跡、古墳から発掘された古墳群の遺跡など、遺跡と歴史・文化・文化遺産の宝庫に存在している。

また、新石器時代には、平城山（旧40）とくに京都市の文化の発展に貢献した「竹の塚」を築き、美しい竹の塚と古墳の文化の発展に貢献した。京都市には、新石器時代の遺跡が古墳群として存在し、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

このように、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、これまで「古墳群のあるまち 向日市」として定評に上ったまち、古墳群と古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

また、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

また、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

向日市では、向日市の歴史は、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。また、古墳群の文化の発展に貢献した。

新

(P2)

近況に合わせ直でいこうという。また少くとも国勢を安定していき続けることを考えている。

中央、この機会を前向きに受け入れ、「憲法における歴史的意義の維持及び向上に関する法律（平成29年法律第4号）以下「歴史まちづくり法」という。）」に基づき「自由史実的歴史資料の活用と活用」を推進するものである。

本計画を策定・実行するにあたり、中長期的な視点を持って、さまざまな課題を克服し、実現することにより、本計画が歴史資料の活用を促進し、活用を促すものである。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成27年度（2015）から令和5年度（2023）までの10年間とする。

3. 計画策定の経緯と経緯

本計画は、学識経験者、歴史文化財などの関係者、地元関係団体、行政、市民、県、市、町、村による「自由史実的歴史資料の活用と活用」（歴史資料の活用に関する法律）の活用などを進めることにより、自由史実的歴史資料の活用を促進し、活用を促すものである。

また、自由史実的歴史資料の活用を促進し、活用を促すものである。

なお、計画策定過程では、本計画に関連する関係者で構成する「自由史実的歴史資料の活用と活用」を推進し、活用を促すものである。



写真1-1. 歴史資料の活用と活用に関する会議



写真1-2. 歴史資料の活用と活用に関する会議



写真1-3. 歴史資料の活用と活用に関する会議



写真1-4. 歴史資料の活用と活用に関する会議

旧

(P2)

近況に合わせ直でいこうという。また少くとも国勢を安定していき続けることを考えている。

中央、この機会を前向きに受け入れ、「憲法における歴史的意義の維持及び向上に関する法律（平成29年法律第4号）以下「歴史まちづくり法」という。）」に基づき「自由史実的歴史資料の活用と活用」を推進するものである。

本計画を策定・実行するにあたり、中長期的な視点を持って、さまざまな課題を克服し、実現することにより、本計画が歴史資料の活用を促進し、活用を促すものである。

2. 計画期間

本計画の期間は、平成27年度（2015）から令和5年度（2023）までの10年間とする。

3. 計画策定の経緯と経緯

本計画は、学識経験者、歴史文化財などの関係者、地元関係団体、行政、市民、県、市、町、村による「自由史実的歴史資料の活用と活用」（歴史資料の活用に関する法律）の活用などを進めることにより、自由史実的歴史資料の活用を促進し、活用を促すものである。

また、自由史実的歴史資料の活用を促進し、活用を促すものである。

なお、計画策定過程では、本計画に関連する関係者で構成する「自由史実的歴史資料の活用と活用」を推進し、活用を促すものである。



写真1-1. 歴史資料の活用と活用に関する会議



写真1-2. 歴史資料の活用と活用に関する会議



写真1-3. 歴史資料の活用と活用に関する会議



写真1-4. 歴史資料の活用と活用に関する会議

新

(P4)

新日有歴史の風致維持向上協議会委員一覧

役職	氏名	所属など	備考
会長	黒 井 博 幸	京都大学人文科学研究所所長	学識経験者
副会長	新 井 弘 明	京都大学文学部文学研究科教授	
委員	高 木 敏 之 介	同志社大学名誉教授	市民団体など
	大 山 秀 樹	同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	市民団体
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	

※ オブザーバーとして、近畿地方史学会理事兼京都府史学会理事および京都府史学会京都府史学会理事が参加

新日有歴史の風致維持向上協議会委員一覧

役職	所属など
会長	新井弘明
副会長	山本浩二
委員	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二

旧

(P4)

旧日有歴史の風致維持向上協議会委員一覧

役職	氏名	所属など	備考
会長	山 本 博 幸	京都大学人文科学研究所所長	学識経験者
副会長	新 井 弘 明	京都大学文学部文学研究科教授	
委員	高 木 敏 之 介	同志社大学名誉教授	市民団体など
	大 山 秀 樹	同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	市民団体
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	
		同志社大学教員	

※ オブザーバーとして、近畿地方史学会理事兼京都府史学会理事および京都府史学会京都府史学会理事が参加

旧日有歴史の風致維持向上協議会委員一覧

役職	所属など
会長	山本浩二
副会長	山本浩二
委員	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二
	山本浩二

(P41)

48



(P41)

11



新

(P53)



写真 1-4-3-3 西国街道沿いの建屋（神戸町）



写真 1-4-3-4 西国街道沿いの建屋（神戸町）

【説明】

この町は、明治時代から「神戸」の名で知られ、神戸市文化遺産の中心として開発された。右側に示すように、明治時代から現在まで、神戸市文化遺産の中心として開発された。



写真 1-4-3-5 西国街道沿いの建屋



写真 1-4-3-6 西国街道沿いの建屋（神戸町）

旧

(P53)



写真 1-4-4-3 西国街道沿いの建屋（神戸町）



写真 1-4-4-4 西国街道沿いの建屋（神戸町）

【説明】

この町は、明治時代から「神戸」の名で知られ、神戸市文化遺産の中心として開発された。右側に示すように、明治時代から現在まで、神戸市文化遺産の中心として開発された。



写真 1-4-4-5 西国街道沿いの建屋



写真 1-4-4-6 西国街道沿いの建屋（神戸町）

新

(P59)

2 境内と近周囲

1.1 境内の図

四日神社と周辺の緑地は、古くからの伝統としてコジロ、アサなどの伝統的な樹種が形成されている。市域の他の市域には比べては唯一の森と呼べる場所であり、市域内の中にある貴重な緑地である。また各種イベントの会場として、市内の多くの企業・団体が集まる場所を形成している。林野や、公園とつながっている緑地を管理する行政による多面的な管理と併せて、平成20年（2008）からは「緑地（緑地）の森の森」が形成され、自然の森やコジロの樹種やアサの樹種を育て、緑地の森としての機能を果たしている。



写真1-1-1 四日神社とその周辺の緑地



図1-1-1 四日神社と周辺緑地の概要図

旧

(P59)

2 境内と近周囲

1.1 境内の図

四日神社と周辺の緑地は、古くからの伝統としてコジロ、アサなどの伝統的な樹種が形成されている。市域の他の市域には比べては唯一の森と呼べる場所であり、市域内の中にある貴重な緑地である。また各種イベントの会場として、市内の多くの企業・団体が集まる場所を形成している。林野や、公園とつながっている緑地を管理する行政による多面的な管理と併せて、平成20年（2008）からは「緑地（緑地）の森の森」が形成され、自然の森やコジロの樹種やアサの樹種を育て、緑地の森としての機能を果たしている。



写真1-1-1 四日神社とその周辺の緑地



図1-1-1 四日神社と周辺緑地の概要図

新

(P63)

〔目〕 建造物

前記神社の建造物の中で最も年代が高い本殿は、室町時代中期の応永28年(1421)に上棟されたことが棟札で確認できる。年代の異なる三層瓦葺造の神社建築として広く知られており、国府系築瓦葺に認定されている。

江戸時代に入ると、本殿の南側に拝み棟やその他の建造物が増え、右側が古本堂・御用などが増える。境内の建造物については、本殿を合わせて江戸時代中期までは図面まであったことが、宝永3年(1726)に刊行されている「郡志(附録)」に掲載された同神社の図によって知られている。

神社の境内にある向日社殿は、地盤にあって海側に面するため、江戸時代中期の地盤沈下によって、建造物にもかなりの被害が生じたようである。この被害を防ぐため、寛政年間(1799～1818)に本殿の南側に土留が設けられた。この土留に際して本殿を白に塗り替える建造物の、東側と向き合う土留まで引き継がれ、本殿全体を収める土留の南側に増築された。増築することによって境内が広がり、この時に現在の土留が完成している。

その他境内には、大岡から移された大岡神社、昭和10年(1935)代に入って新たに建てられた新宮神社などがあり、それぞれに整備がなされ、祀られている。また、境内には「境内」の石碑が建てられている。以下、本殿とその他の建造物について紹介する。



図1

図1-1-1 向日神社の境内図(昭和10年)

旧

(P63)

〔目〕 建造物

向日神社の建造物の中で最も年代が高い本殿は、室町時代中期の応永28年(1421)に上棟されたことが棟札で確認できる。年代の異なる三層瓦葺造の神社建築として広く知られており、国府系築瓦葺に認定されている。

江戸時代に入ると、本殿の南側に拝み棟やその他の建造物が増え、右側が古本堂・御用などが増える。境内の建造物については、本殿を合わせて江戸時代中期までは図面まであったことが、宝永3年(1726)に刊行されている「郡志(附録)」に掲載された同神社の図によって知られている。

神社の境内にある向日社殿は、地盤にあって海側に面するため、江戸時代中期の地盤沈下によって、建造物にもかなりの被害が生じたようである。この被害を防ぐため、寛政年間(1799～1818)に本殿の南側に土留が設けられた。この土留に際して本殿を白に塗り替える建造物の、東側と向き合う土留まで引き継がれ、本殿全体を収める土留の南側に増築された。増築することによって境内が広がり、この時に現在の土留が完成している。

その他境内には、大岡から移された大岡神社、昭和10年(1935)代に入って新たに建てられた新宮神社などがあり、それぞれに整備がなされ、祀られている。また、境内には「境内」の石碑が建てられている。以下、本殿とその他の建造物について紹介する。



図1

図1-1-1 向日神社の境内図(昭和10年)

新

(P69)

名称・現状	建造年代	特徴	写真
新中水舎 村付三郎一 郎・有田二 郎 （昭和・戦 後） 向東 北向き	昭和前期 頃	境内東部の中水舎北側、大講堂の南にある。 昭和年代を示す史料がなく、様式から昭和前期 前後と推定される。北に道路（道名「新中水 舎中水舎」）の跡地がある井戸。南に東主（村 付有田）の別荘があるが倒壊している。境内 内外に道地が打ち付けられ、もともと新中水 舎の建築の史料の少ない貴重な建物であったこ とが伺えてくる。貴重な建物である。それ により価値も高くなる建物である。	
新中水舎 （昭和・戦 後） 向東 北向き	昭和前期 頃	境内東部の中水舎北側、大講堂の南にある。 昭和年代を示す史料がなく、様式から昭和前期 前後と推定される。北に道路（道名「新中水 舎中水舎」）の跡地がある井戸。南に東主（村 付有田）の別荘があるが倒壊している。境内 内外に道地が打ち付けられ、もともと新中水 舎の建築の史料の少ない貴重な建物であったこ とが伺えてくる。貴重な建物である。それ により価値も高くなる建物である。	
新中水舎 （昭和・戦 後） 向東 北向き	昭和前期 頃	境内東部の中水舎北側、大講堂の南にある。 昭和年代を示す史料がなく、様式から昭和前期 前後と推定される。北に道路（道名「新中水 舎中水舎」）の跡地がある井戸。南に東主（村 付有田）の別荘があるが倒壊している。境内 内外に道地が打ち付けられ、もともと新中水 舎の建築の史料の少ない貴重な建物であったこ とが伺えてくる。貴重な建物である。それ により価値も高くなる建物である。	

旧

(P69)

名称・現状	建造年代	特徴	写真
新中水舎 村付三郎一 郎・有田二 郎 （昭和・戦 後） 向東 北向き	昭和前期 頃	境内東部の中水舎北側、大講堂の南にある。 昭和年代を示す史料がなく、様式から昭和前期 前後と推定される。北に道路（道名「新中水 舎中水舎」）の跡地がある井戸。南に東主（村 付有田）の別荘があるが倒壊している。境内 内外に道地が打ち付けられ、もともと新中水 舎の建築の史料の少ない貴重な建物であったこ とが伺えてくる。貴重な建物である。それ により価値も高くなる建物である。	
新中水舎 （昭和・戦 後） 向東 北向き	昭和前期 頃	境内東部の中水舎北側、大講堂の南にある。 昭和年代を示す史料がなく、様式から昭和前期 前後と推定される。北に道路（道名「新中水 舎中水舎」）の跡地がある井戸。南に東主（村 付有田）の別荘があるが倒壊している。境内 内外に道地が打ち付けられ、もともと新中水 舎の建築の史料の少ない貴重な建物であったこ とが伺えてくる。貴重な建物である。それ により価値も高くなる建物である。	
新中水舎 （昭和・戦 後） 向東 北向き	昭和前期 頃	境内東部の中水舎北側、大講堂の南にある。 昭和年代を示す史料がなく、様式から昭和前期 前後と推定される。北に道路（道名「新中水 舎中水舎」）の跡地がある井戸。南に東主（村 付有田）の別荘があるが倒壊している。境内 内外に道地が打ち付けられ、もともと新中水 舎の建築の史料の少ない貴重な建物であったこ とが伺えてくる。貴重な建物である。それ により価値も高くなる建物である。	

新

(P86)



写真3-1-1-11 高野寺の地蔵堂と寺の境内
(昭和前期)



写真3-1-1-12 内田神社新築祭りの行列
(昭和前期)



写真3-1-1-13 高野寺の地蔵堂の前で遊ぶ人々
(昭和前期)



写真3-1-1-14 高野寺の境内と境内の田舎
(昭和前期)



写真3-1-1-15 高野寺の境内
境内の地蔵堂の前で遊ぶ人々



写真3-1-1-16 高野寺の境内
境内の地蔵堂の前で遊ぶ人々

旧

(P86)



写真3-1-1-11 高野寺の地蔵堂と寺の境内
(昭和前期)



写真3-1-1-12 内田神社新築祭りの行列
(昭和前期)



写真3-1-1-13 高野寺の地蔵堂の前で遊ぶ人々
(昭和前期)



写真3-1-1-14 高野寺の境内と境内の田舎
(昭和前期)



写真3-1-1-15 高野寺の境内
境内の地蔵堂の前で遊ぶ人々



写真3-1-1-16 高野寺の境内
境内の地蔵堂の前で遊ぶ人々

新

(P134)



写真①-① 花菱川で撮影された花菱川祭り



写真①-② 花菱川で撮影された花菱川祭り



写真①-③ 花菱川で撮影された花菱川祭り



写真①-④ 花菱川で撮影された花菱川祭り

旧

(P134)



写真①-① 花菱川で撮影された花菱川祭り



写真①-② 花菱川で撮影された花菱川祭り



写真①-③ 花菱川で撮影された花菱川祭り



写真①-④ 花菱川で撮影された花菱川祭り

新

(P138)



写真2-3-3-3 旧所有者の邸宅跡から見た五層塔跡



写真2-3-3-4 五層塔の塔身

〔注〕西宮町史をめぐって

西宮町史は、西宮町史編纂委員会（以下「西宮町史編纂委員会」と略す）が、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、昭和30年（1955）に設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。

昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。

昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。



写真2-3-3-5 西宮町史編纂委員会（西宮町）



写真2-3-3-6 西宮町史編纂委員会（西宮町）
西宮町史編纂委員会（西宮町）

旧

(P138)



写真2-3-3-3 旧所有者の邸宅跡から見た五層塔跡



写真2-3-3-4 五層塔の塔身

〔注〕西宮町史をめぐって

西宮町史は、西宮町史編纂委員会（以下「西宮町史編纂委員会」と略す）が、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、昭和30年（1955）に設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。

昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。

昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。昭和30年（1955）に、西宮町史の調査・研究・編集・出版を目的として、西宮町史編纂委員会が設立された。



写真2-3-3-5 西宮町史編纂委員会（西宮町）



写真2-3-3-6 西宮町史編纂委員会（西宮町）
西宮町史編纂委員会（西宮町）

新

(P139)



写真3-22-4 主客間（内部）



写真3-22-5 主客間（内部）

〔4〕中村家住宅（国登録有形文化財）

中村家住宅は、上野市下日原の河原田通りに面し、大井の氏屋である。主屋は明治34年（1901）に建て替えられたものである。上野市下日原の氏屋である。当時は明治34年頃から各地に出現していたことが、建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。

中村家住宅は、上野市下日原の氏屋である。主屋は明治34年（1901）に建て替えられたものである。上野市下日原の氏屋である。当時は明治34年頃から各地に出現していたことが、建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。

内部は、明治34年（1901）に建て替えられたものである。主屋は明治34年（1901）に建て替えられたものである。上野市下日原の氏屋である。当時は明治34年頃から各地に出現していたことが、建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。



写真3-22-6 中村家住宅（外部）



写真3-22-7 中村家住宅（主屋）

旧

(P139)



写真3-22-4 主客間（内部）



写真3-22-5 主客間（内部）

〔4〕中村家住宅（国登録有形文化財）

中村家住宅は、上野市下日原の河原田通りに面し、大井の氏屋である。主屋は明治34年（1901）に建て替えられたものである。上野市下日原の氏屋である。当時は明治34年頃から各地に出現していたことが、建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。

中村家住宅は、上野市下日原の氏屋である。主屋は明治34年（1901）に建て替えられたものである。上野市下日原の氏屋である。当時は明治34年頃から各地に出現していたことが、建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。

内部は、明治34年（1901）に建て替えられたものである。主屋は明治34年（1901）に建て替えられたものである。上野市下日原の氏屋である。当時は明治34年頃から各地に出現していたことが、建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。建物の形や内部の様子によってわかる。建物は上野市下日原の氏屋の形を保持している。



写真3-22-6 中村家住宅（外部）



写真3-22-7 中村家住宅（主屋）

新

(P141)



写真3-3-11 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-12 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-13 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-14 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-15 上郷町下1000の歴史館と資料館

写真3-3-16 上郷町下1000の歴史館と資料館

4. まとめ

自民町域を北東から南西へ縦断する河原町通り、南端を走る北の町通りの交差点。この交差点に面して建っている歴史的な建物である。南端を過ぎて入るやうに河原町通り、南端の文化資料館にたどり着いた。

その中でも最も、二つの大きな建物とある二つの建物の外、南端にもたれた建物の建物は、明治時代末期、日露戦争によって一時閉鎖された河原町通り、その中で

旧

(P141)



写真3-3-11 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-12 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-13 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-14 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-15 上郷町下1000の歴史館と資料館



写真3-3-16 上郷町下1000の歴史館と資料館

4. まとめ

この交差点を北東から南西へ縦断する河原町通り、南端を走る北の町通りの交差点。この交差点に面して建っている歴史的な建物である。南端を過ぎて入るやうに河原町通り、南端の文化資料館にたどり着いた。

その中でも最も、二つの大きな建物とある二つの建物の外、南端にもたれた建物の建物は、明治時代末期、日露戦争によって一時閉鎖された河原町通り、その中で

新

(P142)

の寛政寺を造りて寛政寺と改称す。同院の山形は古くは古蹟である。村田直林の手で
改修増修された。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。寛政寺は、江戸時代に入って、それまでの集落の中心に集落の中心
である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

日蓮宗の古刹と通称する西国街道に在り。その下はといえる古蹟である。明治である西国街道の
中心に在り。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

コラム 鎌田と文庫館

日蓮宗の古刹と通称する西国街道に在り。その下はといえる古蹟である。明治である西国街道の
中心に在り。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

旧

(P142)

明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

日蓮宗の古刹と通称する西国街道に在り。その下はといえる古蹟である。明治である西国街道の
中心に在り。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

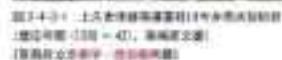
コラム 鎌田と文庫館

日蓮宗の古刹と通称する西国街道に在り。その下はといえる古蹟である。明治である西国街道の
中心に在り。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。明治の改修を施した建物は、明治初期に改修した無量庵の建物を、古蹟
的にも貴重な古蹟である。

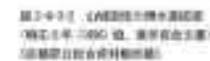
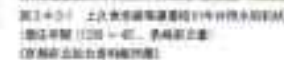
(P150)

1.1.1 统计图与统计表的制作

[illegible]

(P150)

(1) 杭州湾内强潮流中心态势加强

[illegible]

新

(P180)



図2-5-11 新築古墳の分布図（分集）



写真2-5-4-1 中野大塚古墳の発掘現場



写真2-5-4-2 稲葉古墳の発掘現場

旧

(P180)



図2-5-11 旧築古墳の分布図（分集）



写真2-5-4-1 稲葉古墳の発掘現場



写真2-5-4-2 五郎塚古墳の発掘現場

新

(P210)

第2章 上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け

本計画、すなわち本市の発展に資する「ふるさと」であると考えていたわけである。そして「自ら育ち自らしめた」という思いが行動の中心となった。また、これにより自ら育ち自らしめた「ふるさと」の発展を図るため、「ふるさと」の発展を計画として実施した。

上位計画である「ふるさと」の発展に資する「ふるさと」の発展を計画として実施した。また、これにより自ら育ち自らしめた「ふるさと」の発展を図るため、「ふるさと」の発展を計画として実施した。

ここでは、歴史的風致の維持向上に資する上位計画と関連計画との関係性を整理する。



旧

(P210)

第2章 上位計画と関連計画における歴史的風致維持向上計画の位置付け

本市は、すなわち本市の発展に資する「ふるさと」であると考えていたわけである。そして「自ら育ち自らしめた」という思いが行動の中心となった。また、これにより自ら育ち自らしめた「ふるさと」の発展を図るため、「ふるさと」の発展を計画として実施した。

上位計画である「ふるさと」の発展に資する「ふるさと」の発展を計画として実施した。また、これにより自ら育ち自らしめた「ふるさと」の発展を図るため、「ふるさと」の発展を計画として実施した。

ここでは、歴史的風致の維持向上に資する上位計画と関連計画との関係性を整理する。



新

P211に移動

旧

(P212)

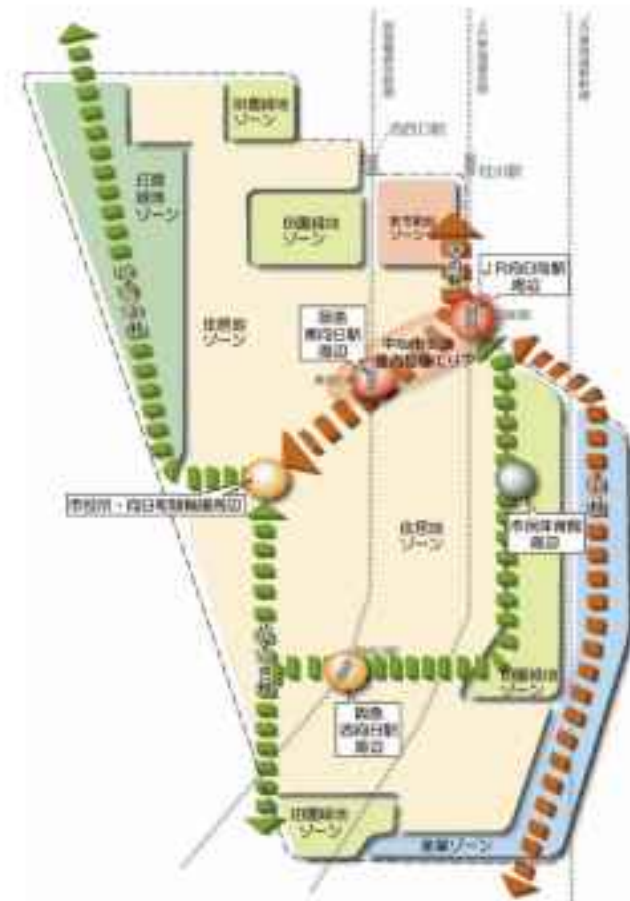


图 3-4-1-2 土地利用现状图

(P212)

また、議員外務省は日韓二国間の通商を促進すべしと、議員内務省は朝鮮を「日本への植民地」として取り、その中心に「朝鮮」を植民地政策の中心と位置づけ、では、朝鮮植民地を如何に開発、如何に統治、如何に統治の成果を享受し、如何に朝鮮の内外政策の発展に資する、という、向うを有する二つの側面の両面を追求しようとしている。



(P213)

また、経済活動の場において、本市の町を土台と見做す方向性とするため、商業ゾーン、住居ゾーン、公園緑地ゾーン、公園緑地ゾーン、商業ゾーン、教育文化ゾーン(市の商業ゾーン)の商業ゾーンと見做す方向性とする。また、本市の町を土台と見做す方向性とするため、商業ゾーン、住居ゾーン、公園緑地ゾーン、公園緑地ゾーン、商業ゾーン、教育文化ゾーン(市の商業ゾーン)の商業ゾーンと見做す方向性とする。



图 4-2-2-4 标准件和订书器尺寸一览表

新

P213に移動

18

(P214)

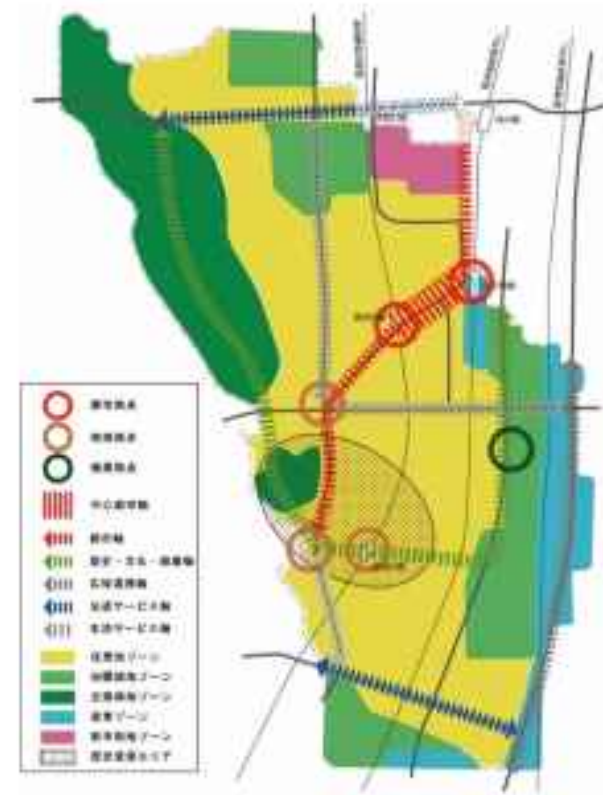


圖 2-5-5 廣州都市圈交通網

新

旧

(P215)

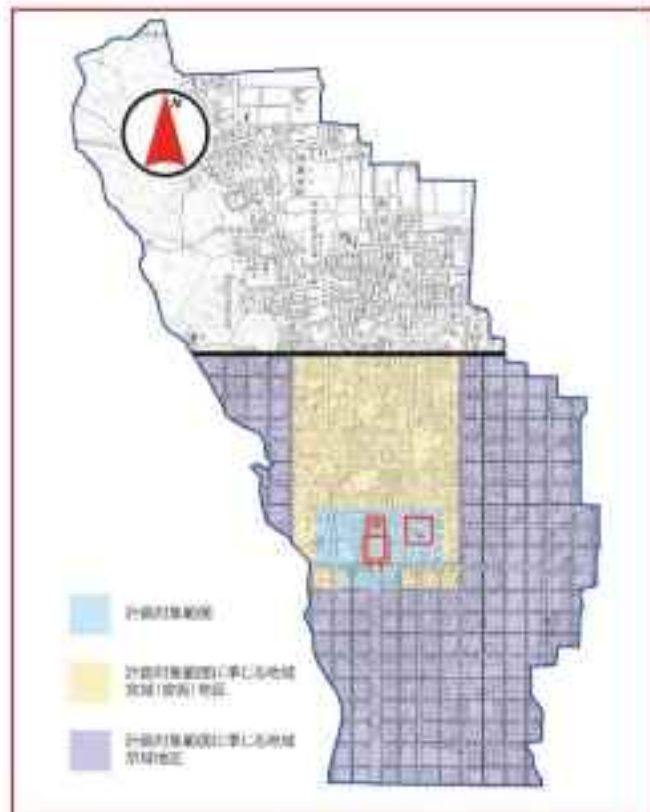


図 2-2-1 計画区域（計画区域）に準じる地域（計画区域）

新規ページ

新

(P216)

※ 向日本文化創造プラザ【仮称】（平成29年（2017）3月策定）

向日本文化創造プラザ【仮称】は、平成18年度（2006）に策定したプラザの目標年度は到達したことに伴って改定した。第3次定款計画を踏まえ、本計画の継続として求めていくべき事業のまちづくりの方向性としての位置を創生プラザであり、高い歴史と自らもはたわぬ地域文化の継承と活力に満ちた価値づくりを社会的に実現するために策定している。

本プラザでは、人々がより一歩でも踏み越えてほしいと願い、そこに存在していることが誇りに思える。そのような人間的な感性の豊かな地域社会で、未来にわたって文化を享受し、未来がより感じられるようにしていきたいとすることを基本理念として掲げた。4つのプロジェクトを推進していくこととしている。

中でも、まちの核にあり、人々の暮らしの質に結びつく。地域の誇りとしてこれからは大いに守っていくべきではない。守り継がれてきた「光太郎」について、継続的な取り組みを推進し、歴史に合った方法で保護し、復元し、暮らしに活かすことによって、それぞれの文化価値を高め、その価値を次世代に伝えていくこととする「歴史・文化資産活用プロジェクト」を本プラザプロジェクトの一つとして位置付けている。

また、地域のまちのイメージとして愛され、市民の心のやすらぎをデザインに表現した高本町の歴史を伝えることのできる「物」「場所」だけでなく「歴史・文化のまちづくりプロジェクト」として、地域の歴史を地域の文化遺産として活用していくこととしている。



高本子小町 まちづくり推進地による
高本町の歴史



高本子小町 向日本文化創造プラザの歴史

旧

(P216)

※ 向日本文化創造プラザ【仮称】（平成29年（2017）3月策定）

向日本文化創造プラザ【仮称】は、平成18年度（2006）に策定したプラザの目標年度は到達したことに伴って改定した。第3次定款計画を踏まえ、本計画の継続として求めていくべき事業のまちづくりの方向性としての位置を創生プラザであり、高い歴史と自らもはたわぬ地域文化の継承と活力に満ちた価値づくりを社会的に実現するために策定している。

本プラザでは、人々がより一歩でも踏み越えてほしいと願い、そこに存在していることが誇りに思える。そのような人間的な感性の豊かな地域社会で、未来にわたって文化を享受し、未来がより感じられるようにしていきたいとすることを基本理念として掲げた。4つのプロジェクトを推進していくこととしている。

中でも、まちの核にあり、人々の暮らしの質に結びつく。地域の誇りとしてこれからは大いに守っていくべきではない。守り継がれてきた「光太郎」について、継続的な取り組みを推進し、歴史に合った方法で保護し、復元し、暮らしに活かすことによって、それぞれの文化価値を高め、その価値を次世代に伝えていくこととする「歴史・文化資産活用プロジェクト」を本プラザプロジェクトの一つとして位置付けている。

また、地域のまちのイメージとして愛され、市民の心のやすらぎをデザインに表現した高本町の歴史を伝えることのできる「物」「場所」だけでなく「歴史・文化のまちづくりプロジェクト」として、地域の歴史を地域の文化遺産として活用していくこととしている。



高本子小町 まちづくり推進地による
高本町の歴史



高本子小町 向日本文化創造プラザの歴史

新

(P217)

8 向田南緑の基本計画（平成18年（2007）8月策定）

向田南緑の基本計画は、平成14年（2002）に「緑」の概念をなまづくり図解として、緑地の保全および緑地の創出などを都市計画に法策し、緑地を生態的な住環境の軸とを図ることを目的とし、本市の緑の特性を踏まえ、住宅地内緑や歴史の道「南国街道」なども緑の空間として対象に含めて策定した。

本計画は、中広域間の中にも緑地が点在する。また自然環境利としての面を持っており、特に、灌漑されている向田川流域の緑と農地、また、市街地内に残された大樹や遺跡、旧街道やその周辺などには、極めて貴重なまちの緑の財産となっている。

このため、本計画では、「向田川～旧国街道（中やぶ）の灌漑（かんがい）ゾーン」を理念とし、これに基づいてまちの緑の保全・増進に基盤とした緑の計画としての緑地を創出する。特に、向田川に沿ったまちの緑の保全・創出を基本とし、それぞれの緑の創出が十分に実現されるよう、きめ細かな緑のネットワーク形成を図ることとしている。

主要な施策として「歴史・文化・緑地のネットワークの創出」を掲げ、緑地を創出の軸として、歴史文化と出合う緑地ゾーンを創出している。

さらに、歴史文化の創出のネットワークを構築して、市民がいつでも気軽に、市内に簡単にアクセスして歴史文化の創出に接し、お楽しみを満喫して休めることができる緑地ゾーンを創出する施策を創出していくこととしている。



旧

(P217)

8 向田南緑の基本計画（平成18年（2007）8月策定）

向田南緑の基本計画は、平成14年（2002）に「緑」の概念をなまづくり図解として、緑地の保全および緑地の創出などを都市計画に法策し、緑地を生態的な住環境の軸とを図ることを目的とし、本市の緑の特性を踏まえ、住宅地内緑や歴史の道「南国街道」なども緑の空間として対象に含めて策定した。

本計画は、中広域間の中にも緑地が点在する。また自然環境利としての面を持っており、特に、灌漑されている向田川流域の緑と農地、また、市街地内に残された大樹や遺跡、旧街道やその周辺などには、極めて貴重なまちの緑の財産となっている。

このため、本計画では、「向田川～旧国街道（中やぶ）の灌漑（かんがい）ゾーン」を理念とし、これに基づいてまちの緑の保全・増進に基盤とした緑の計画としての緑地を創出する。特に、向田川に沿ったまちの緑の保全・創出を基本とし、それぞれの緑の創出が十分に実現されるよう、きめ細かな緑のネットワーク形成を図ることとしている。

主要な施策として「歴史・文化・緑地のネットワークの創出」を掲げ、緑地を創出の軸として、歴史文化と出合う緑地ゾーンを創出している。

さらに、歴史文化の創出のネットワークを構築して、市民がいつでも気軽に、市内に簡単にアクセスして歴史文化の創出に接し、お楽しみを満喫して休めることができる緑地ゾーンを創出する施策を創出していくこととしている。



新

(P219)



旧

(P219)



新

(P228)

〔必要な都市計画区域内における行先の調整を行うこととする。〕

⑤ 都市計画道路の位置し

本市では、道路整備に伴う交通環境の悪化や安全確保などの社会問題の発生を受けて、市内にある都市計画道路（旧路線）の整備のよりよい方向と整合した都市計画道路網となるよう、都市計画道路の位置しを行った。この位置しの際には、本市の都市計画道路は、都市計画道路が都市計画区域内に計画されていることから、道路計画のよりよい方向として、道路整備による社会問題への影響の軽減を行った。

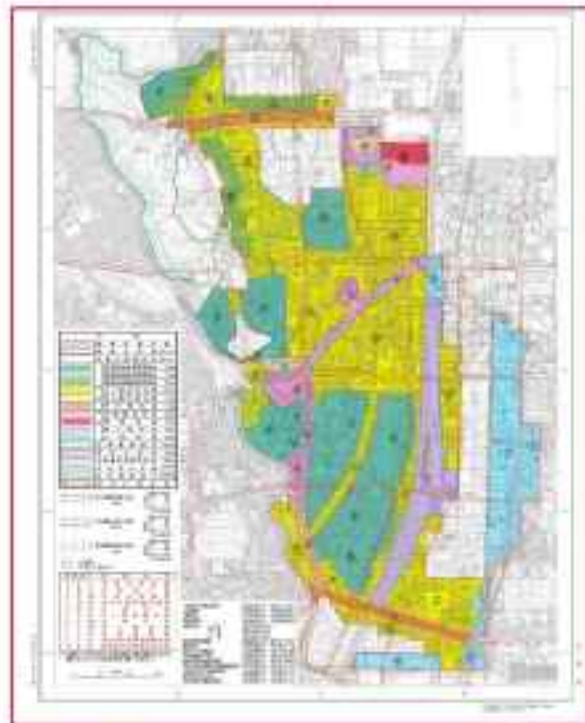


図 34-1 都市計画道路位置

旧

(P228)

〔必要な都市計画区域内における行先の調整を行うこととする。〕

⑤ 都市計画道路の位置し

本市では、道路整備に伴う交通環境の悪化や安全確保などの社会問題の発生を受けて、市内にある都市計画道路（旧路線）の整備のよりよい方向と整合した都市計画道路網となるよう、都市計画道路の位置しを行った。この位置しの際には、本市の都市計画道路は、都市計画道路が都市計画区域内に計画されていることから、道路計画のよりよい方向として、道路整備による社会問題への影響の軽減を行った。



図 34-1 都市計画道路位置

新

(P232)



図4-4-4 国議院用地計画・国大平用地

旧

(P232)



図4-4-4 史跡指定地計画・国大平用地

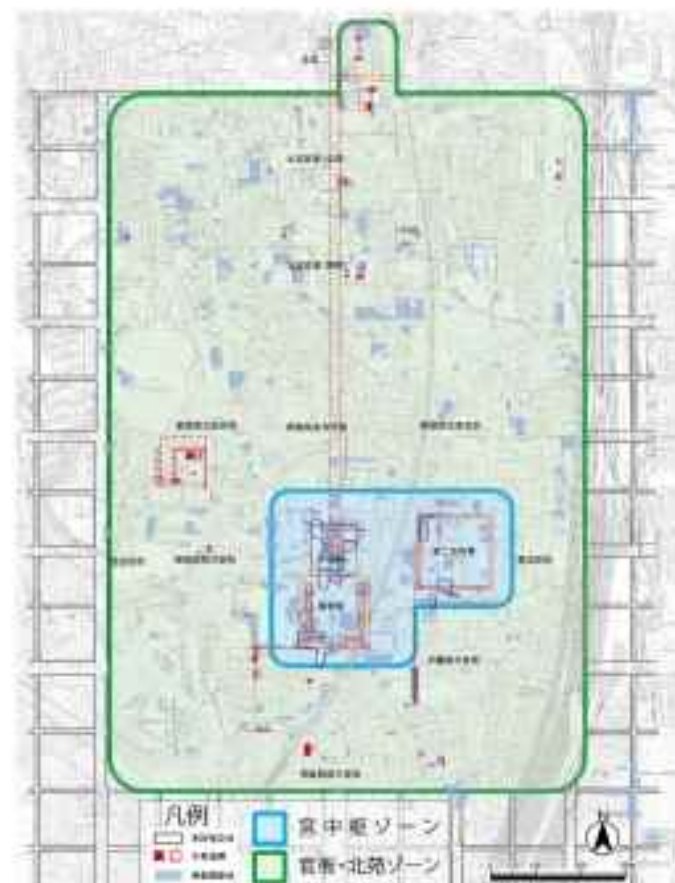
新

(P233)



旧

(P233)



(P234)



(P234)



新

(P235)

※ 独立系所などに基づく連携（土地利用規制の取組みなど）

※ 旧市まちづくり条例

本市では、平成26年施行した内田市まちづくり条例において「地区まちづくり協議会」「テーマ型まちづくり協議会」の設置制度を定めている。

この制度は、住民主体による、当該地区内の良好な居住環境の整備および景観の形成を図るための団体を設置し、地区まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会として、市長の諮問を受けることとなる。

内田市歴史的風致維持向上地区においては、既に12団体のまちづくり協議会が設置、認定され、住民協会の体制に参画。並し尚不足額をやり、地域活動のまちづくりの活動が行われている。

今後も、この地区内で活動されるまちづくり団体に対して、条例に基づき認定などの取組みを推進していく。

旧

(P235)

※ 独立系所などに基づく連携（土地利用規制の取組みなど）

※ 旧市まちづくり条例

本市では、平成26年施行した内田市まちづくり条例において「地区まちづくり協議会」「テーマ型まちづくり協議会」の設置制度を定めている。

この制度は、住民主体による、当該地区内の良好な居住環境の整備および景観の形成を図るための団体を設置し、地区まちづくり協議会、テーマ型まちづくり協議会として、市長の諮問を受けることとなる。

内田市歴史的風致維持向上地区においては、既に12団体のまちづくり協議会が設置、認定され、住民協会の体制に参画。並し尚不足額をやり、地域活動のまちづくりの活動が行われている。

今後も、この地区内で活動されるまちづくり団体に対して、条例に基づき認定などの取組みを推進していく。

新

(P240)

本誌がより文化財の存在と価値を認識することから、遺跡発掘の調査を行うとともに、統一図でわかりやすい情報提供、トーンやデザインなどの視覚的な工夫を重ねていく。

- ・北海道総合計画推進事業（平成28～30年度）
- ・北海道総合計画推進事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成28～30年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）

第4期 文化財の歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画

文化財の歴史遺産は多岐にわたる状況下で、その保存は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

- ・国・道・市・町・村整備事業（平成28～30年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）

旧

(P240)

本誌がより文化財の存在と価値を認識することから、遺跡発掘の調査を行うとともに、統一図でわかりやすい情報提供、トーンやデザインなどの視覚的な工夫を重ねていく。

- ・北海道総合計画推進事業（平成28～30年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）

第4期 文化財の歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画

文化財の歴史遺産は多岐にわたる状況下で、その保存は文化財に大きな影響を与えるため、文化財の歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

北海道総合計画や国・道・市・町・村整備事業、国・道・市・町・村整備事業が推進されている場合が多く、これらの事業は歴史遺産の保存に関する方針、具体的な計画を定める必要がある。

- ・国・道・市・町・村整備事業（平成28～30年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）
- ・国・道・市・町・村整備事業（平成30～令和3年度）

旧

(P243)



图 2-5-6 测站立尺位置



附錄 3-5-4 正陽書庫



第 10 章 数据库系统

- * 前以呼化得过程曾奉美(平成25~26年度)

第六節 文化財の保存、遺跡の調査、資料に関する方針、具体的な計画

制作における文芸的表現の自由度に関しては、ある程度ネット・エンターテインメント権限を認め、近代の雑誌などを参考に、内容の枠内等に表現の自由があるものとする方針である（『娯楽出版政策』）。特に、ウェブ・ブローカーズ（『大衆文化政策』）を海外で展開するほか、国に代わって海外向けに提供する。



图 5-5-4 湖地生人林窗



2008年5月10日 星期二



電話: 5-5-44 傳真: 5-5-45

- 现代世界史选编(李时岳、王健编, 1982年)
- 现代世界史选编(李时岳、王健编, 1982年)
- 现代世界史选编(李时岳、王健编, 1982年)

第3章 文化財の保存・活用政策、政策に関する方針、具体的な対策

本邦に2017年5月31日現在まで滞在している、未だ有効な「アポイントメント」を有する、日本の建物などに滞在し、自分たちの前に試験が待っているような状況の外国人「受験資格試験」・「技能アポイントメント」(大凡5月31日)を有効に認定するほか、同じ日付に有効期限が満了する

[illegible]

新

(P246)

加減、歴史的研究の継続向上を図るために事業を実施する場合は、基礎史料の保存に力を注ぐこと。

- ・史料調査資料調査事業（平成24～26年度）
- ・史料調査資料調査事業（平成27～29年度）

第8章 文化財の保存・活用に関する方針

本市における文化財の保護・活用については、教育課文化財調査委員会に所長を委ねた人、関係文化財関係者に意見を求めた4人の所長を配置した体制で行っている。

今後、本市の歴史をめぐり、文化財保護、史料調査、史料活用、歴史調査などの調査研究を推進し、文化財の保護・活用に取り組んでいくこととする。

本市の文化財調査委員会（以下「調査会」という。）は、教育委員会の所管に当たって文化財の調査と、それらの保存と活用に関する事項について調査研究し、審判する。調査会は、学識経験者34人以内で構成されている。今後も調査会の調査研究を推進し、歴史文化財の保存・活用を図る。

また、文化財や史料などの価値については、適正な評価と事業の実施を促進するため、事業計画に際し、評価の観点から、調査研究委員会（以下「検討委員会」という。）を設置している。今後も、事業計画に際して、検討委員会を組織し、地元の歴史を振り返り、史料の調査と活用に関する調査を進めていく。

第9章 文化財の保存・活用に関する状況、各種団体に関する方針、具体的な計画

本市には、文化財の保存・活用に関するさまざまな団体などが存在し、さまざまなテーマで積極的に活動している。今後も、各団体の活動と歴史文化遺産の保存と活用とを一体的に図っていく。必要に応じて調査研究などの支援を行うとともに、関係者の意見を求める行事などを計画し、各団体と行政・関係機関などが連携して体制を構築し活動の活性化を図り、活動関係の交流、ネットワーク化を推進する。

特に伝統文化については、現在「郷土文化調査委員会」が活動しているが、その他の関係の団体についても、調査研究を促進するための保存団体の組織化を図るなど、市民団体で文化財をまなぐ体制の構築に努める。

- ・地域歴史文化センター調査事業（平成24～26年度）
- ・地域歴史文化調査事業（平成27～29年度）
- ・地域歴史文化センター調査事業（平成30～32年度）

旧

(P246)

加減、歴史的研究の継続向上を図るために事業を実施する場合は、基礎史料の保存に力を注ぐこと。

- ・史料調査資料調査事業（平成24～26年度）
- ・史料調査資料調査事業（平成27～29年度）

第8章 文化財の保存・活用に関する方針

本市における文化財の保護・活用については、教育課文化財調査委員会に所長を委ねた人、関係文化財関係者に意見を求めた4人の所長を配置した体制で行っている。

今後、本市の歴史をめぐり、文化財保護、史料調査、史料活用、歴史調査などの調査研究を推進し、文化財の保護・活用に取り組んでいくこととする。

本市の文化財調査委員会（以下「調査会」という。）は、教育委員会の所管に当たって文化財の調査と、それらの保存と活用に関する事項について調査研究し、審判する。調査会は、学識経験者34人以内で構成されている。今後も調査会の調査研究を推進し、歴史文化財の保存・活用を図る。

また、文化財や史料などの価値については、適正な評価と事業の実施を促進するため、調査研究委員会（以下「検討委員会」という。）を設置している。今後も、事業計画に際して、検討委員会を組織し、地元の歴史を振り返り、史料の調査と活用に関する調査を進めていく。

第9章 文化財の保存・活用に関する状況、各種団体に関する方針、具体的な計画

本市には、文化財の保存・活用に関するさまざまな団体などが存在し、さまざまなテーマで積極的に活動している。今後も、各団体の活動と歴史文化遺産の保存と活用とを一体的に図っていく。必要に応じて調査研究などの支援を行うとともに、関係者の意見を求める行事などを計画し、各団体と行政・関係機関などが連携して体制を構築し活動の活性化を図り、活動関係の交流、ネットワーク化を推進する。

特に伝統文化については、現在「郷土文化調査委員会」が活動しているが、その他の関係の団体についても、調査研究を促進するための保存団体の組織化を図るなど、市民団体で文化財をまなぐ体制の構築に努める。

- ・地域歴史文化センター調査事業（平成24～26年度）
- ・地域歴史文化調査事業（平成27～29年度）
- ・地域歴史文化センター調査事業（平成30～32年度）

(P247)

第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項

第1節 歴史的風致維持向上施策の整備、整備に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施策とは、本邦における歴史的風致の維持・向上に必要な施策を広く指し、その整備と進捗を管理によって、所在地域の歴史まちづくりを推進していく施策が凡そなるものである。このため、その整備は、歴史的風致を構築し、かつ、その保全を図り、本邦固有の風致に定着させるものを対象とする。

歴史的風致維持向上施策に対しては、歴史的建造物の保存・活用、良好な景観の形成や整備等、まちの空間的・自然的な条件に依存する施策を行うが、その施策や施策の歴史的効果を十分に調整し、景観の歴史的風致の維持・向上を図るため、必要に応じて歴史まちづくりの推進施策を推進し、施策の連携をとるようとする。

歴史的風致維持向上施策の整備にあたっては、行政の所管範囲の範囲を越えて協力を得ることも必要であり、関係行政との協力をより密に実施を行う。また、その所管者などに対しては適切な助言・指導等を行う。

さらに、平成情報や資料・実証者の活用等により、歴史的風致の調査・研究に努め、まちの歴史・文化の保存などに努める施策を推進し、市民などとの協力により施策の進捗管理に取り組んでいく。

このように基本方針のもとに基づいて、以下各事項を推進する。

1 歴史的建造物などの保存・活用に関する事項

歴史的風致を形成している歴史的建造物は、その地域の歴史・文化をまなむための貴重な財産を形成する要素であり、良好な状態を維持することが歴史的風致の維持向上に好ましい。

本邦においては、全国で数多く存在する歴史的建造物や歴史的建造物を保護し、活用していくため、定数などの保存と活用を促進するとともに、定数削減や定数削減と活用との調整を推進する。

また、町家などの歴史的建造物については、所有者の意向に基づいた保存・活用が求められる状況にある。

<主要施策>

- 1 歴史的建造物の調査・調査
- 2 歴史的建造物の調査・調査
- 3 歴史的建造物（町家）の調査・調査
- 4 歴史的建造物・歴史的建造物の調査・調査

2 良好なまちのみと景観環境の整備に関する事項

本邦の歴史的風致は、江戸時代以来にわたって形成され、現在に至るまで重要な要素として、まちの中心を形成する役割を果たしている。また、江戸時代以来のまちの中心を形成する役割を果たしている。また、江戸時代以来のまちの中心を形成する役割を果たしている。また、江戸時代以来のまちの中心を形成する役割を果たしている。

このため、関係行政においては、歴史的風致の維持・向上の施策を推進する。また、「江戸時代」に

(P247)

第6章 歴史的風致の維持向上に必要な事項

第1節 歴史的風致維持向上施策の整備、整備に関する基本的な考え方

歴史的風致維持向上施策とは、本邦における歴史的風致の維持・向上に必要な施策を広く指し、その整備と進捗を管理によって、所在地域の歴史まちづくりを推進していく施策が凡そなるものである。このため、その整備は、歴史的風致を構築し、かつ、その保全を図り、本邦固有の風致に定着させるものを対象とする。

歴史的風致維持向上施策に対しては、歴史的建造物の保存・活用、良好な景観の形成や整備等、まちの空間的・自然的な条件に依存する施策を行うが、その施策や施策の歴史的効果を十分に調整し、景観の歴史的風致の維持・向上を図るため、必要に応じて歴史まちづくりの推進施策を推進し、施策の連携をとるようとする。

歴史的風致維持向上施策の整備にあたっては、行政の所管範囲の範囲を越えて協力を得ることも必要であり、関係行政との協力をより密に実施を行う。また、その所管者などに対しては適切な助言・指導等を行う。

さらに、平成情報や資料・実証者の活用等により、歴史的風致の調査・研究に努め、まちの歴史・文化の保存などに努める施策を推進し、市民などとの協力により施策の進捗管理に取り組んでいく。

このように基本方針のもとに基づいて、以下の事項を推進する。

1 歴史的建造物などの保存・活用に関する事項

歴史的風致を形成している歴史的建造物は、その地域の歴史・文化をまなむための貴重な財産を形成する要素であり、良好な状態を維持することが歴史的風致の維持向上に好ましい。

本邦においては、全国で数多く存在する歴史的建造物や歴史的建造物を保護し、活用していくため、定数などの保存と活用を促進するとともに、定数削減や定数削減と活用との調整を推進する。

また、町家などの歴史的建造物については、所有者の意向に基づいた保存・活用が求められる状況にある。

<主要施策>

- 1 歴史的建造物の調査・調査
- 2 歴史的建造物の調査・調査
- 3 歴史的建造物（町家）の調査・調査
- 4 歴史的建造物・歴史的建造物の調査・調査
- 5 歴史的建造物・歴史的建造物の調査・調査

2 良好なまちのみと景観環境の整備に関する事項

本邦の歴史的風致は、江戸時代以来にわたって形成され、現在に至るまで重要な要素として、まちの中心を形成する役割を果たしている。また、江戸時代以来のまちの中心を形成する役割を果たしている。また、江戸時代以来のまちの中心を形成する役割を果たしている。また、江戸時代以来のまちの中心を形成する役割を果たしている。

このため、関係行政においては、歴史的風致の維持・向上の施策を推進する。また、「江戸時代」に

新

(P248)

旧市庁舎の歴史遺産や「福町屋」における歴史市の歴史遺産を行う。また、歴史・文化資源の活用や、市民の参加の促進を図る。旧市庁舎の歴史遺産や「福町屋」における歴史市の歴史遺産を行う。また、歴史・文化資源の活用や、市民の参加の促進を図る。

＜旧市庁舎＞

1. 旧市庁舎歴史遺産
2. 旧市庁舎歴史遺産
3. 旧市庁舎歴史遺産
4. 旧市庁舎歴史遺産
5. 旧市庁舎歴史遺産

3 まちなか歴史性の向上と情報発信、歴史性向上に関する事業

旧市庁舎のほか、数多く存在する古民家や歴史文化財として残す資料を保存・活用していく。また、資料の整理や展示など情報発信の場となる市民参加の整備を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。

＜旧市庁舎＞

1. 旧市庁舎歴史遺産
2. 旧市庁舎歴史遺産
3. 旧市庁舎歴史遺産
4. 旧市庁舎歴史遺産
5. 旧市庁舎歴史遺産
6. 旧市庁舎歴史遺産
7. 旧市庁舎歴史遺産
8. 旧市庁舎歴史遺産
9. 旧市庁舎歴史遺産
10. 旧市庁舎歴史遺産
11. 旧市庁舎歴史遺産
12. 旧市庁舎歴史遺産
13. 旧市庁舎歴史遺産
14. 旧市庁舎歴史遺産
15. 旧市庁舎歴史遺産
16. 旧市庁舎歴史遺産
17. 旧市庁舎歴史遺産
18. 旧市庁舎歴史遺産
19. 旧市庁舎歴史遺産
20. 旧市庁舎歴史遺産

4 伝統文化の継承に関する事業

旧市庁舎の歴史遺産や歴史文化財として残す資料を保存・活用していく。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。

旧

(P248)

旧市庁舎の歴史遺産や「福町屋」における歴史市の歴史遺産を行う。また、歴史・文化資源の活用や、市民の参加の促進を図る。旧市庁舎の歴史遺産や「福町屋」における歴史市の歴史遺産を行う。また、歴史・文化資源の活用や、市民の参加の促進を図る。

＜旧市庁舎＞

1. 旧市庁舎歴史遺産
2. 旧市庁舎歴史遺産
3. 旧市庁舎歴史遺産
4. 旧市庁舎歴史遺産
5. 旧市庁舎歴史遺産

3 まちなか歴史性の向上と情報発信、歴史性向上に関する事業

旧市庁舎のほか、数多く存在する古民家や歴史文化財として残す資料を保存・活用していく。また、資料の整理や展示など情報発信の場となる市民参加の整備を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。

＜旧市庁舎＞

1. 旧市庁舎歴史遺産
2. 旧市庁舎歴史遺産
3. 旧市庁舎歴史遺産
4. 旧市庁舎歴史遺産
5. 旧市庁舎歴史遺産
6. 旧市庁舎歴史遺産
7. 旧市庁舎歴史遺産
8. 旧市庁舎歴史遺産
9. 旧市庁舎歴史遺産
10. 旧市庁舎歴史遺産
11. 旧市庁舎歴史遺産
12. 旧市庁舎歴史遺産
13. 旧市庁舎歴史遺産
14. 旧市庁舎歴史遺産
15. 旧市庁舎歴史遺産
16. 旧市庁舎歴史遺産
17. 旧市庁舎歴史遺産
18. 旧市庁舎歴史遺産
19. 旧市庁舎歴史遺産
20. 旧市庁舎歴史遺産

4 伝統文化の継承に関する事業

旧市庁舎の歴史遺産や歴史文化財として残す資料を保存・活用していく。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。また、旧市庁舎の歴史性を向上させるための事業を行う。

新

(P249)

社に対する理解が不十分であることから、歴史まちづくりに取り組む市民活動に対して、積極的に支援を行うこととする。

＜国策事業＞

- 21 民間まちづくり推進事業
- 22 地域歴史まちづくり推進事業
- 23 市民歴史まちづくり推進事業（民間）

旧

(P249)

社に対する理解が不十分であることから、歴史まちづくりに取り組む市民活動に対して、積極的に支援を行うこととする。

＜国策事業＞

- 21 民間まちづくり推進事業
- 22 地域歴史まちづくり推進事業
- 23 市民歴史まちづくり推進事業（民間）

新

(P252)

事業区分	2
事業の名称	足利二宮公園内緑地再生事業
事業主体	国(国土)
実施年度	文化財保存費補助費（足利市緑地再生費補助金）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業位置	
事業概要	平成25年度に実施された足利二宮公園内緑地再生事業。公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。   足利二宮公園内緑地再生事業
事業の歴史的背景	公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。

旧

(P252)

事業区分	2
事業の名称	足利二宮公園内緑地再生事業
事業主体	国(国土)
実施年度	文化財保存費補助費（足利市緑地再生費補助金）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業位置	
事業概要	平成25年度に実施された足利二宮公園内緑地再生事業。公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。  足利二宮公園内緑地再生事業
事業の歴史的背景	公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。また、公園内緑地の再生・整備を行う。

新

該当ページ削除

旧

(P254)

[illegible]

新

(P254)

事業区分	1
事業の名称	新見川沿線・東武池袋線沿線開発事業
事業主体	国(国土)
利用事業種別	平成23年度「国土資本整備総合交付金(道路事業)」 平成23年度「国土資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)」
事業期間	平成23年度～平成28年度
事業位置	
事業概要	旧市街地開発による広域な開発計画の中で、旧市街地開発により旧市街地が形成され、現代的なまちなかの中に埋もれてしまっていた旧市街地にある旧市街地を再生し、市街地を再生し、新しいまちを創出する。旧市街地を再生し、新しいまちを創出する。   旧市街地再生計画 旧市街地再生計画
事業の経済的効果・社会的効果・環境効果	旧市街地再生計画により、旧市街地を再生し、新しいまちを創出する。旧市街地を再生し、新しいまちを創出する。

旧

(P255)

事業区分	1
事業の名称	新見川沿線・東武池袋線沿線開発事業
事業主体	国(国土)
利用事業種別	平成23年度「国土資本整備総合交付金(道路事業)」 平成23年度「国土資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)」
事業期間	平成23年度～平成28年度
事業位置	
事業概要	旧市街地開発による広域な開発計画の中で、旧市街地開発により旧市街地が形成され、現代的なまちなかの中に埋もれてしまっていた旧市街地にある旧市街地を再生し、市街地を再生し、新しいまちを創出する。旧市街地を再生し、新しいまちを創出する。   旧市街地再生計画 旧市街地再生計画
事業の経済的効果・社会的効果・環境効果	旧市街地再生計画により、旧市街地を再生し、新しいまちを創出する。旧市街地を再生し、新しいまちを創出する。

新

(P256)

事業区分	新
事業の名称	竹の防災機能保全事業
事業主体	自治体
実施事業	平成23年度：避難誘導用・避難経路等整備事業 平成24年度～平成25年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業 平成26年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業 平成27年度～平成28年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業
事業期間	平成23年度～平成28年度
事業内容	
事業概要	平成23年度：防災機能強化事業として、避難誘導用・避難経路等整備事業を実施し、避難経路の確保を図る。 平成24年度～平成25年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業として、避難経路の確保を図る。 平成26年度～平成28年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業として、避難経路の確保を図る。
事業の意義	竹の防災機能強化事業として、竹の防災機能を強化し、避難経路の確保を図る。 竹の防災機能強化事業として、竹の防災機能を強化し、避難経路の確保を図る。

256

旧

(P257)

事業区分	旧
事業の名称	竹の防災機能保全事業
事業主体	自治体
実施事業	平成23年度：避難誘導用・避難経路等整備事業 平成24年度～平成25年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業 平成26年度～平成28年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業
事業期間	平成23年度～平成28年度
事業内容	
事業概要	平成23年度：防災機能強化事業として、避難誘導用・避難経路等整備事業を実施し、避難経路の確保を図る。 平成24年度～平成25年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業として、避難経路の確保を図る。 平成26年度～平成28年度：（もうひとつの防災）自治体防災機能強化事業として、避難経路の確保を図る。
事業の意義	竹の防災機能強化事業として、竹の防災機能を強化し、避難経路の確保を図る。 竹の防災機能強化事業として、竹の防災機能を強化し、避難経路の確保を図る。

257

旧

(P258)

新

(P258)

事業名称	新
事業の名称	長岡市西部道路拡充事業
事業主体	国土庁・国土交通省・新潟県庁・新潟県建設部（新潟県建設部）
実施年度	平成25年度～平成26年度（平成25年度～平成26年度）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業内容	
事業概要	長岡市西部道路拡充事業は、長岡市西部の交通渋滞を解消し、地域の活性化を図ることを目的として、平成25年度～平成26年度に実施される。事業内容は、長岡市西部の主要道路の拡充、交差点の改良、歩道の整備などである。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。  長岡市西部道路拡充事業（大塚町地区）① 長岡市西部道路拡充事業（大塚町地区）②
事業の歴史的背景（維持管理の理由）	長岡市西部道路拡充事業は、長岡市西部の交通渋滞を解消し、地域の活性化を図ることを目的として、平成25年度～平成26年度に実施される。事業内容は、長岡市西部の主要道路の拡充、交差点の改良、歩道の整備などである。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。

旧

(P259)

事業名称	旧
事業の名称	長岡市西部道路拡充事業
事業主体	国土庁・国土交通省・新潟県庁・新潟県建設部（新潟県建設部）
実施年度	平成25年度～平成26年度（平成25年度～平成26年度）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業内容	
事業概要	長岡市西部道路拡充事業は、長岡市西部の交通渋滞を解消し、地域の活性化を図ることを目的として、平成25年度～平成26年度に実施される。事業内容は、長岡市西部の主要道路の拡充、交差点の改良、歩道の整備などである。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。  長岡市西部道路拡充事業（大塚町地区）① 長岡市西部道路拡充事業（大塚町地区）②
事業の歴史的背景（維持管理の理由）	長岡市西部道路拡充事業は、長岡市西部の交通渋滞を解消し、地域の活性化を図ることを目的として、平成25年度～平成26年度に実施される。事業内容は、長岡市西部の主要道路の拡充、交差点の改良、歩道の整備などである。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。また、カーブミラーや各種標識の設置などを行う。

新

(P259)

事業区分	新
事業の名称	河川林相回復整備事業
事業主体	河川市
支援事業名	国土資本創出交付金（国土の持続的利用事業）
事業期間	平成26年度～平成28年度
事業位置	
事業概要	国の重要文化財である河川神社境内にあり、旧境内を流れるため、土留めやベンチなど土留めと休憩施設を整備する。  休憩施設：イメージ
事業の歴史的背景 （河川市との関係）に 関する説明	河川神社境内にあり、旧境内を流れることによって、河川性の向上を図る。また、地域の人々の河川神社への愛着が深まる。また、河川市と河川神社の関係が深まることにより、河川性の向上を図る。

旧

(P260)

事業区分	旧
事業の名称	河川林相回復整備事業
事業主体	河川市
支援事業名	国土資本創出交付金（国土の持続的利用事業）
事業期間	平成26年度～平成28年度
事業位置	
事業概要	国の重要文化財である河川神社境内にあり、旧境内を流れるため、土留めやベンチなど土留めと休憩施設を整備する。  休憩施設：イメージ
事業の歴史的背景 （河川市との関係）に 関する説明	河川神社境内にあり、旧境内を流れることによって、河川性の向上を図る。また、地域の人々の河川神社への愛着が深まる。また、河川市と河川神社の関係が深まることにより、河川性の向上を図る。

新

(P260)

事業区分	旧
事業の名称	歴史資源調査・活用推進事業（015-015A）に属する
事業主体	国・自治体
実施事業名	歴史資源調査・活用推進事業（国・自治体）
事業期間	平成27年度～平成28年度
事業内容	
事業概要	歴史資源調査・活用推進事業（015-015A）に属する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。  市域の歴史資源
事業の歴史資源調査・活用推進事業（015-015A）に属する	市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。

260

旧

(P261)

事業区分	旧
事業の名称	歴史資源調査・活用推進事業（015-015A）に属する
事業主体	国・自治体
実施事業名	歴史資源調査・活用推進事業（国・自治体）
事業期間	平成27年度～平成28年度
事業内容	
事業概要	歴史資源調査・活用推進事業（015-015A）に属する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。  市域の歴史資源
事業の歴史資源調査・活用推進事業（015-015A）に属する	市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。市域の歴史資源の調査・活用を推進する。

261

新

(P262)

事業番号	13
事業の名称	情報資料館設置事業
事業主体	自治体
実施年度	平成13年度～平成14年度・社会資本整備総合交付金（国庫事業） 平成13年度～平成14年度・社会資本整備総合交付金（国庫・地方整備計画事業） 平成15年度～平成16年度・市町村事業
事業期間	平成13年度～平成14年度
事業位置	自治体指定
事業概要	市町村指定、公共施設等を利用しての施設を歴史的資料の活用・展示のための博物館・展示館などに設置する。歴史や文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。また、歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。また、歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。 なお、インターネット等による展示等については、施設等の設置・維持・管理に係る費用を要する。
事業の歴史的背景 （経緯および向上に 寄与する理由）	市町村指定、公共施設等を利用しての施設を歴史的資料の活用・展示のための博物館・展示館などに設置する。歴史や文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。また、歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。 また、その歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。また、その歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。



情報資料館①



情報資料館②

旧

(P263)

事業番号	13
事業の名称	情報資料館設置事業
事業主体	自治体
実施年度	平成13年度～平成14年度・社会資本整備総合交付金（国庫事業） 平成13年度～平成14年度・社会資本整備総合交付金（国庫・地方整備計画事業） 平成15年度～平成16年度・市町村事業
事業期間	平成13年度～平成14年度
事業位置	自治体指定
事業概要	市町村指定、公共施設等を利用しての施設を歴史的資料の活用・展示のための博物館・展示館などに設置する。歴史や文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。また、歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。 なお、インターネット等による展示等については、施設等の設置・維持・管理に係る費用を要する。
事業の歴史的背景 （経緯および向上に 寄与する理由）	市町村指定、公共施設等を利用しての施設を歴史的資料の活用・展示のための博物館・展示館などに設置する。歴史や文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。また、歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。 また、その歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。また、その歴史・文化の伝承・普及・啓蒙・教育・文化振興の促進を図る。



情報資料館①



情報資料館②

新

(P263)

事業番号	13
事業名称	岡山県立歴史資料館整備事業
事業主体	岡山県
実施年度	社会資本整備総合交付金（歴史文化整備計画事業）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業内容	 岡山県立歴史資料館 新館完成
事業概要	県内30以上の自治体から文化資料館に付して、約1000点以上の考古資料の調査・調査の場だけでなく、歴史を学ぶための拠点として、歴史資料の公開や情報提供、デジタルアーカイブの公開支援など、歴史を学ぶための拠点として整備することから、歴史文化の中心地として整備する。
事業が歴史の発展に果たす役割	文化資料館を整備することで、市民の歴史文化に関するさまざまな情報を市民がより身近に感じることができるようになる。また、歴史に関する市民の関心や理解を深めることで、歴史と文化を学ぶための拠点となる。

旧

(P264)

事業番号	14
事業名称	岡山県立歴史資料館整備事業
事業主体	岡山県
実施年度	社会資本整備総合交付金（歴史文化整備計画事業）
事業期間	平成25年度～平成26年度
事業内容	 岡山県立歴史資料館 新館完成
事業概要	県内30以上の自治体から文化資料館に付して、約1000点以上の考古資料の調査・調査の場だけでなく、歴史を学ぶための拠点として、歴史資料の公開や情報提供、デジタルアーカイブの公開支援など、歴史を学ぶための拠点として整備することから、歴史文化の中心地として整備する。
事業が歴史の発展に果たす役割	文化資料館を整備することで、市民の歴史文化に関するさまざまな情報を市民がより身近に感じることができるようになる。また、歴史に関する市民の関心や理解を深めることで、歴史と文化を学ぶための拠点となる。

新

(P264)

事業区分	旧
事業の名称	観光マップ制作事業
事業主体	旧自治体
主幹事業主	平成25年度～平成26年度 観光・文化振興事業計画交付金（観光文化振興計画事業） 平成26年度～平成27年度 観光・文化振興事業計画交付金（観光文化振興計画事業） 平成28年度～平成29年度 観光・文化振興事業計画交付金（観光文化振興計画事業）
事業期間	平成25年度～平成29年度
事業内容	旧自治体
事業概要	本自治体は、市域全域に観光・文化資源が点在しており、これらからさまざまな魅力を抽出して観光としてまとめる必要がある。さらに、本市の歴史・文化資源を観光に活用するため、観光マップを作成する。また、観光マップは、スマートフォンやタブレット端末などを通じて、観光客に提供される。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。  3CT 観光の活用イメージ
事業の歴史・経緯 （維持・向上に 寄与する理由）	本市の観光資源・文化資源を観光マップとして、観光客に提供し、観光客の利便性を向上させる。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。

旧

(P265)

事業区分	旧
事業の名称	観光マップ制作事業
事業主体	旧自治体
主幹事業主	平成25年度～平成26年度 観光・文化振興事業計画交付金（観光文化振興計画事業） 平成26年度～平成27年度 観光・文化振興事業計画交付金（観光文化振興計画事業） 平成28年度～平成29年度 観光・文化振興事業計画交付金（観光文化振興計画事業）
事業期間	平成25年度～平成29年度
事業内容	旧自治体
事業概要	本自治体は、市域全域に観光・文化資源が点在しており、これらからさまざまな魅力を抽出して観光としてまとめる必要がある。さらに、本市の歴史・文化資源を観光に活用するため、観光マップを作成する。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。  3CT 観光の活用イメージ
事業の歴史・経緯 （維持・向上に 寄与する理由）	本市の観光資源・文化資源を観光マップとして、観光客に提供し、観光客の利便性を向上させる。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。また、観光マップは、観光客の利便性を高めるため、観光客のニーズに応じた情報を提供し、観光客の満足度を向上させる。

新

(P265)

事業番号	15
事業名称	長崎県・平戸市歴史事業
事業主	長(市)民
実施年度	令和2年度～令和3年度
事業期間	平成28年度～令和3年度
事業内容	長(市)民生活
事業概要	長崎市の中心、開港する前には平戸市に平戸藩が置かれたことから、長崎市と平戸市の歴史を結びつけることとして、長崎市と平戸市で「竹の森・かきやの森」や歴史館のワークショップなど歴史館をテーマにした事業を実施し、実施する。  長崎市と平戸市の歴史を結びつけることとして、長崎市と平戸市で「竹の森・かきやの森」や歴史館のワークショップなど歴史館をテーマにした事業を実施し、実施する。
事業の歴史的背景	平戸市と平戸市の歴史を結びつけることとして、長崎市と平戸市で「竹の森・かきやの森」や歴史館のワークショップなど歴史館をテーマにした事業を実施し、実施する。

旧

(P266)

事業番号	15
事業名称	長崎県・平戸市歴史事業
事業主	長(市)民
実施年度	令和2年度
事業期間	平成28年度～令和3年度
事業内容	長(市)民生活
事業概要	長崎市の中心、開港する前には平戸市に平戸藩が置かれたことから、長崎市と平戸市の歴史を結びつけることとして、長崎市と平戸市で「竹の森・かきやの森」や歴史館のワークショップなど歴史館をテーマにした事業を実施し、実施する。  長崎市と平戸市の歴史を結びつけることとして、長崎市と平戸市で「竹の森・かきやの森」や歴史館のワークショップなど歴史館をテーマにした事業を実施し、実施する。
事業の歴史的背景	平戸市と平戸市の歴史を結びつけることとして、長崎市と平戸市で「竹の森・かきやの森」や歴史館のワークショップなど歴史館をテーマにした事業を実施し、実施する。

新

(P266)

事業題目	計
事業の名称	民間部公開・公開事業
事業主体	内政部
実施事業名	平成27年度～平成29年度「民間部公開・公開事業」(民間部公開・公開事業)
事業期間	平成27年度～平成29年度
事業内容	内政部公開
事業概要	民間部公開が内政部にあることを内政部に開示し、公開資料を向上させること、民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。
事業の歴史的背景 (後述の通り)に 基づく理由	民間部公開が内政部にあることを内政部に開示されることにより、民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。また民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。また民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。

旧

(P267)

事業題目	計
事業の名称	民間部公開・公開事業
事業主体	内政部
実施事業名	平成27年度～平成29年度「民間部公開・公開事業」(民間部公開・公開事業)
事業期間	平成27年度～平成29年度
事業内容	内政部公開
事業概要	民間部公開が内政部にあることを内政部に開示し、公開資料を向上させること、民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。
事業の歴史的背景 (後述の通り)に 基づく理由	民間部公開が内政部にあることを内政部に開示されることにより、民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。また民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。また民間部公開の公開資料を公開資料の公開資料に公開する。

新

(P267)

事業番号	17
事業名称	河内市文化資料館企画展実施事業
計画年度	河内市
実施年度	昭和28年度～平成28年度：昭和前半期
実施期間	平成28年度～平成29年度：秋田県立歴史民俗資料館（秋田市立歴史民俗資料館） 平成29年度～令和元年度：市立歴史民俗資料館
実施場所	河内市立歴史民俗資料館
実施内容	河内市立歴史民俗資料館
事業概要	歴史・文化のまち河内市の中核施設となる河内市立歴史民俗資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。
事業効果	歴史・文化のまち河内市の中核施設となる河内市立歴史民俗資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。
事業の歴史的背景	河内市立歴史民俗資料館は、昭和28年度に開館し、以来、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。また、河内市立歴史民俗資料館は、昭和28年度に開館し、以来、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。



河内市立歴史民俗資料館



河内市立歴史民俗資料館

旧

(P268)

事業番号	18
事業名称	河内市文化資料館企画展実施事業
計画年度	河内市
実施年度	昭和28年度～平成28年度：昭和前半期
実施期間	平成28年度～平成29年度：秋田県立歴史民俗資料館（秋田市立歴史民俗資料館） 平成29年度～令和元年度：市立歴史民俗資料館
実施場所	河内市立歴史民俗資料館
実施内容	河内市立歴史民俗資料館
事業概要	歴史・文化のまち河内市の中核施設となる河内市立歴史民俗資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。
事業効果	歴史・文化のまち河内市の中核施設となる河内市立歴史民俗資料館において、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。
事業の歴史的背景	河内市立歴史民俗資料館は、昭和28年度に開館し、以来、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。また、河内市立歴史民俗資料館は、昭和28年度に開館し、以来、さまざまな時代における歴史・文化の企画展を開催する。



河内市立歴史民俗資料館



河内市立歴史民俗資料館

新

(P268)

事業番号	15
事業の名称	磐城調査団の出発式
事業主様	磐城市
支援事業主	磐城観光局
事業期間	昭和58年～令和5年度
事業内容	磐城市観光局
事業概要	磐城市観光局の観光資源・観光地を、磐城市観光局が運営する観光バスで、観光客の利便性について説明をすることなどによって、観光客の利便性を向上させる。  磐城市観光局（右側）観光バス
事業が磐城市観光局に与える効果	磐城市観光局の観光資源・観光地を、磐城市観光局が運営する観光バスで、観光客の利便性について説明をすることなどによって、観光客の利便性を向上させる。

旧

(P269)

事業番号	15
事業の名称	磐城調査団の出発式
事業主様	磐城市
支援事業主	磐城観光局
事業期間	昭和58年～令和5年度
事業内容	磐城市観光局
事業概要	磐城市観光局の観光資源・観光地を、磐城市観光局が運営する観光バスで、観光客の利便性について説明をすることなどによって、観光客の利便性を向上させる。  磐城市観光局（右側）観光バス
事業が磐城市観光局に与える効果	磐城市観光局の観光資源・観光地を、磐城市観光局が運営する観光バスで、観光客の利便性について説明をすることなどによって、観光客の利便性を向上させる。

新

(P269)

事業番号	20
事業の名称	歴史資料調査活用事業
事業主体	岡山市
実施期間	昭和29年度～平成29年度（昭和29年度） 平成30年度～平成39年度（社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）） 令和元年度～令和元年度（市債）
事業内容	岡山市全域
事業概要	本市に所在する歴史・文化遺産を顕示したまちづくりや歴史・文化遺産の活用・活用促進のため、歴史・文化遺産の調査・調査結果の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。   歴史講座 歴史の文化遺産の活用   現地調査のイメージ① 現地調査のイメージ②
事業が歴史・文化遺産の活用・活用促進に寄与する理由	調査した歴史資料をもとに、歴史資料の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。

旧

(P270)

事業番号	20
事業の名称	歴史資料調査活用事業
事業主体	岡山市
実施期間	昭和29年度～平成29年度（昭和29年度） 平成30年度～平成39年度（社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画）） 令和元年度～令和元年度（市債）
事業内容	岡山市全域
事業概要	本市に所在する歴史・文化遺産を顕示したまちづくりや歴史・文化遺産の活用・活用促進のため、歴史・文化遺産の調査・調査結果の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。   歴史講座 歴史の文化遺産の活用   現地調査のイメージ① 現地調査のイメージ②
事業が歴史・文化遺産の活用・活用促進に寄与する理由	調査した歴史資料をもとに、歴史資料の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。調査結果を踏まえ、歴史・文化遺産の活用・活用促進を図る。

新

(P270)

事業名称	新
事業の名称	市民歴史公園建設事業
事業主体	市民会・地域自治会
実施年度	令和3年度
事業期間	平成24年度～令和3年度
事業内容	市民会・地域自治会
事業概要	市民会・地域自治会が実施するイベントと連携して行われる歴史・文化の市民活動を実施する。
事業の歴史的背景 （地域自治会による）	市民会・地域自治会が実施するイベントと連携して、市民の歴史・文化の活動を行うことにより、より多くの人々が市民の歴史・文化に対する認知と理解を深めることにより、歴史・文化を継承する機会が得られ、市民文化の継承が促進される。



市民会・地域自治会

旧

(P271)

事業名称	旧
事業の名称	市民歴史公園建設事業
事業主体	市民会・地域自治会
実施年度	令和3年度
事業期間	平成24年度～令和3年度
事業内容	市民会・地域自治会
事業概要	市民会・地域自治会が実施するイベントと連携して行われる歴史・文化の市民活動を実施する。
事業の歴史的背景 （地域自治会による）	市民会・地域自治会が実施するイベントと連携して、市民の歴史・文化の活動を行うことにより、より多くの人々が市民の歴史・文化に対する認知と理解を深めることにより、歴史・文化を継承する機会が得られ、市民文化の継承が促進される。



市民会・地域自治会

新

(P271)

事業名称	新
事業の名称	西側京を活性化するためのまちづくり等支援事業
実施主体	内川区・地域住民等
実施期間	平成29年度～平成30年度(計画基本年度)～平成31年度(計画最終年度) 令和元年度～令和3年度(実施年度)
実施期間	平成29年度～令和3年度
実施地域	内川区全域
事業概要	内川区域内で、京側京の歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や個人・文化資源の維持・保存、活用に取り組みで知られる団体に対して、活動支援を行う。 まち活動イベント 「西側京の歴史と文化めぐり」 西側京まちづくり委員会
事業が社会的効果 獲得および向上に 寄与する理由	歴史・文化資源の維持・保存、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体や個人を支援することにより、活動の活性化を図る。 そのことにより、市民等への歴史・文化資源の普及となり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への関心も高まり、京側京の歴史や文化の活性化が図られ、歴史資源の活用が向上する。

旧

(P272)

事業名称	旧
事業の名称	京側京を活性化するためのまちづくり等支援事業
実施主体	内川区・地域住民等
実施期間	平成29年度～平成30年度(計画基本年度)～平成31年度(計画最終年度)
実施期間	平成29年度～平成31年度
実施地域	内川区全域
事業概要	内川区域内で、京側京の歴史・文化資源を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる団体や個人・文化資源の維持・保存、活用に取り組みで知られる団体に対して、活動支援を行う。 まち活動イベント 「西側京の歴史と文化めぐり」 西側京まちづくり委員会
事業が社会的効果 獲得および向上に 寄与する理由	歴史・文化資源の維持・保存、それらを活用したまちづくりに取り組んでいる団体や個人を支援することにより、活動の活性化を図る。 そのことにより、市民等への歴史・文化資源の普及となり、また、活動を通じて市民の歴史・文化資源への関心も高まり、京側京の歴史や文化の活性化が図られ、歴史資源の活用が向上する。

新

(P272)

事業区分	22
事業の名称	福岡歴史博物館ボランティア養成事業
実施団体	西臼杵・地域づくり等
実施事業名	平成29年度～平成30年度「社会福祉推進計画」第1期「市民生活向上事業」 「博物館ボランティア養成事業」
事業期間	平成29年度～令和元年度
事業内容	西臼杵市域
事業概要	ボランティアとして、本市に滞在している学生・社会福祉推進計画の目的を達成するために、ボランティアに対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要に応じた支援を行う。  ウォーキングイベント
事業が歴史的環境 維持向上に 寄与する理由	歴史・文化資源を調査・案内するボランティアが定数に達し、より広範囲で歴史・文化資源の調査・案内が行われる。また、ボランティアの養成・定数向上により、歴史・文化に対する関心の高まりが期待される。また、ボランティアの養成・定数向上により、歴史・文化の調査・案内がより充実する。また、ボランティアの養成・定数向上により、歴史・文化の調査・案内がより充実する。

旧

(P273)

事業区分	22
事業の名称	福岡歴史博物館ボランティア養成事業
実施団体	西臼杵・地域づくり等
実施事業名	社会福祉推進計画第1期「市民生活向上事業」
事業期間	平成29年度～平成30年度
事業内容	西臼杵市域
事業概要	ボランティアとして、本市に滞在している学生・社会福祉推進計画の目的を達成するために、ボランティアに対し、さらなるボランティアの養成などを行うため、必要に応じた支援を行う。  ウォーキングイベント
事業が歴史的環境 維持向上に 寄与する理由	歴史・文化資源を調査・案内するボランティアが定数に達し、より広範囲で歴史・文化資源の調査・案内が行われる。また、ボランティアの養成・定数向上により、歴史・文化に対する関心の高まりが期待される。また、ボランティアの養成・定数向上により、歴史・文化の調査・案内がより充実する。また、ボランティアの養成・定数向上により、歴史・文化の調査・案内がより充実する。

新

(P277)

No.	名称	写真	所在地	所有者	備考
9	旧館		佐賀市	佐賀市	
10	赤城山出土		南足利町	個人	
11	和正庵		上城野町	個人	
12	長閑		上城野町	個人	
13	清水公園		上城野町	佐賀市	
14	長閑六福寺遺蹟跡碑		南足利町	佐賀市	土地：佐賀市 管理：佐賀市
15	武岡家田上田地蔵堂建立の石碑		南足利町	佐賀市	土地：個人 建立：佐賀市

旧館

旧

(P278)

No.	名称	写真	所在地	所有者	備考
9	旧館		佐賀市	佐賀市	
10	赤城山出土		南足利町	個人	
11	和正庵		南足利町	個人	
12	長閑		上城野町	個人	
13	清水公園		上城野町	佐賀市	
14	長閑六福寺遺蹟跡碑		南足利町	佐賀市	土地：佐賀市 管理：佐賀市
15	武岡家田上田地蔵堂建立の石碑		南足利町	佐賀市	土地：個人 建立：佐賀市

旧館

新

(P278)

图	名称	位置	建设性质	建设内容	备注
16	新建本镇农贸市场		新建	新建	
17	新建农贸市场		新建	新建	

旧

(P279)

图	名称	位置	建设性质	建设内容	备注
16	新建本镇农贸市场		新建	新建	
17	新建农贸市场		新建	新建	

新

(参考-1)

資料1 国・府・都府県文化財等一覧

① 国 指定文化財一覧表

品名	種類・名称	時代	所在地	所有者・管理機関	指定年月日	備考
1	建造物	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国1
2	文書	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国2
3	考古学	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国3
4	美術	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国4
5	その他	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国5

注1 国指定文化財指定。

注2 国指定文化財指定。

注3 国指定文化財指定。

参考-1

旧

(参考-1)

資料1 国・府・都府県文化財等一覧

① 国 指定文化財一覧表

品名	種類・名称	時代	所在地	所有者・管理機関	指定年月日	備考
1	建造物	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国1
2	文書	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国2
3	考古学	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国3
4	美術	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国4
5	その他	明治時代末期 国、地方、私	国、府、市、町、村	国、府、市、町、村	明治30年(1897)月日	国5

注1 国指定文化財指定。

注2 国指定文化財指定。

注3 国指定文化財指定。

参考-1

新	旧
(奥付) 向日市歴史の風致維持向上計画 平成 27 年 (2015) 2 月 認定 平成 27 年 (2015) 3 月 変更 平成 30 年 (2018) 8 月 変更 平成 31 年 (2019) 3 月 変更 令和 2 年 (2020) 月 変更 発行／向日市 〒 617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地 TEL (075) 931-1111 (代表) FAX (075) 922-6587	(奥付) 向日市歴史の風致維持向上計画 平成 27 年 (2015) 2 月 認定 平成 27 年 (2015) 3 月 変更 平成 30 年 (2018) 8 月 変更 平成 31 年 (2019) 3 月 変更 発行／向日市 〒 617-8665 向日市寺戸町中野 20 番地 TEL (075) 931-1111 (代表) FAX (075) 922-6587